

社会福祉法人聖寿会 役員・評議員報酬及び旅費規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人聖寿会（以下「当法人」という）定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

(役員等の報酬等の算定方法)

第3条 役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額
- (2) 前号の規定にかかわらず、役員等が、理事会・評議員会、監事監査等に出席した場合は、別表2の役員等に日当の額及び旅費規程に基づき、旅費を支給する。
- (3) 役員等が法人及び施設業務のための出席・出張等をしたときは、前号の日当の額及び旅費規程に基づき、旅費を支給する。

(職員給与との併給)

第4条 当法人の職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規定に基づく役員報酬及び日当、旅費等は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員等に対する報酬の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 理事長の報酬については、毎月末日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、給与規程第3条に準じた日とする。
- (2) 理事長を除く役員等の報酬については、毎年1回当法人会計年度末に支給する。
- (3) 役員等の日当及び旅費等については、当該会議に出席した都度、支給する。

(報酬等の日割り計算)

第6条 新たに役員等に就任した者には、その日から報酬を計算する。

- 2 役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 本条第2項の規定にかかわらず、役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第7条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第8条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第三項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第10条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則

この規定は、平成元年4月1日から施行する。

この規定は、平成4年4月1日から施行する。

この規定は、平成13年4月1日から施行する。

この規定は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表1 (役員等の報酬)

役職名	報酬の額
理事長	月額 200,000円
評議員	年額 20,000円
理事	年額 20,000円
監事	年額 20,000円

別表2 (役員等の日当)

(1)評議員

	日 額
評議員会への出席	5,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出席・出張等	3,000円

(2)理事

	日 額
理事会への出席	5,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出席・出張等	3,000円

(3)監事

	日 額
監事監査等への出席	5,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出席・出張等	3,000円